

# 新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」の着ぐるみ等の使用に関する要綱

(平成24年1月20日告示第6号)

## (趣旨)

第1条 この告示は、本市のイメージキャラクター「ゾウキリン」の着ぐるみ等を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において「着ぐるみ等」とは、着ぐるみ、展示用ぬいぐるみ及び展示パネルをいう。

## (使用できるもの)

第3条 何人も着ぐるみ等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- ・ 本市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- ・ 正しい使用の方法によって着ぐるみ等が使用されないおそれがあるとき。
- ・ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- ・ 特定の個人若しくは団体、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる風俗営業に関するとき。
- ・ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するとき。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみ等を使用することが著しく不適當であると市長が認めるとき。

## (使用申請)

第4条 着ぐるみ等を使用しようとするものは、新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」着ぐるみ等使用承認申請書に必要書類を添えて、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請は、着ぐるみ等の使用を開始しようとする日の3月前から3日前までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

## (使用承認等)

第5条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、着ぐるみ等の使用の可否を決定し、新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」着ぐるみ等使用承認・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認に係る着ぐるみ等の使用期間は、7日を超えない範囲内において承認を受けた期間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により承認するときは、着ぐるみ等の使用に関し条件を付けることができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 着ぐるみ等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ 使用承認を受けた用途以外に使用しないこと。
- ・ 使用承認を受けた期間以外に使用しないこと。
- ・ 着ぐるみ等が汚損しないように努めること。
- ・ 前3号に掲げるもののほか、市長が付した条件に従うこと。

(違反に対する措置)

第7条 着ぐるみ等を使用している者又は着ぐるみ等の使用承認を受けたものが、この告示に違反したときは、その承認を取り消すものとする。この場合において、使用承認を取り消した日以後の使用について承認しないものとする。

2 市は、着ぐるみ等を使用している者又は着ぐるみ等の使用承認を受けたものが、前項の規定による使用承認の取消しによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第8条 着ぐるみ等の使用承認を受けたものは、着ぐるみ等を汚損したときは、着ぐるみ等の修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が着ぐるみ等の修補又はクリーニングを求めたときは、着ぐるみ等の使用承認を受けたものはこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第9条 市は、使用承認を受けた着ぐるみ等の使用によって生じた損害については、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の着ぐるみ等の使用に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第507号)

この告示は、平成30年1月1日から施行する。